

中華人民共和國海関総署

公 告

2021 年 第 103 号

《中華人民共和國輸入食品海外製造企業登録管理規定》(海関総署令第 248 号、以下《登録規定》と略称する)及び《中華人民共和國輸出入食品安全管理弁法》(海関総署令第 249 号、以下《管理弁法》と略称する)は 2021 年 4 月 12 日に公布され、2022 年 1 月 1 日から施行される。については関連事項を以下のとおり公告する。

一、海外製造企業の登録申請及び企業情報の照会

(一) 登録システムへのログイン及び海外製造企業情報の照会

輸入食品海外製造企業登録管理システム(以下、「登録システム」と略称する)のアクセス URL は: <https://cifer.singlewindow.cn/>、あるいは中国国際貿易シングルウィンドウ (<https://www.singlewindow.cn/>) ポータルサイトー輸入食品海外製造企業登録管理システムを通じてアクセス可能である。

既に登録された輸入食品海外製造企業は、海関総署公式ウェブサイトあるいは登録システムで、中国における登録番号や有効期限等の情報を照会可能である。

(二) 海外製造企業の登録申請

関連する海外主管当局と海関総署において申請方法及び申請資料について別途合意がある場合を除き、《登録規定》第 7 条に掲げる 18 種の輸入食品の海外製造企業は、所在国(地域)の主管当局がその登録システムのアカウントを割り当て、登録システムを通じてプロセスに従い申請を提出しなければならない。海外主管当局の登録システムアカウントは、海関総署が割り当てる。《登録規定》第 7 条に掲げる 18 類以外の他の食品の海外製造企業は、自らその登録システムアカウントを申請し、登録システムのプロセスに従って申請を提出しなければならない。

二、海外製造企業の登録状況、製品種別及び製品番号の照会

輸入食品海外製造企業の登録状況、製品種別並びに相応の製品番号（HSコード）及び検査検疫名称（検査検疫コード）は、登録システムにログインし、トップページメニュー「製品種別照会」にて照会可能である。

三、海外製造企業の登録事務ガイダンス

輸入食品海外製造企業の登録事務ガイダンス及び関連ファイルは、海関総署ウェブサイト「インターネット+海関」の事務ガイダンス欄「行政審査」→「輸入食品海外製造企業登録」→《輸入食品海外製造企業登録事務ガイダンス》にて参照可能である。

四、輸入食品海外製造企業の輸入申告

2022年1月1日以降に出荷される中国向け輸入食品は、輸入申告時に通関申告書の「製品資質」の項目の「輸入食品海外製造企業登録」証明書欄（許可証種別コード519）に当該企業の中国における登録番号を記入しなければならない。2020版の申告項目を実施する海関において輸入申告する場合は、「その他企業」の項の「その他企業種別」欄で「輸入食品海外製造企業」を選択し、「番号又は企業名」欄に当該企業の中国における登録番号を記入しなければならない。要求規範に従って記入されていない場合は、海関は申告を受理しない。

五、登録番号の表示及び包装ラベル標識

2022年1月1日以降に製造される中国向け輸入食品は、その内・外包装に中国における登録番号又は所在国（地域）主管当局が承認した登録番号を表示しなければならない。

《管理弁法》の包装、ラベル、標識に関する要件は、2022年1月1日以降に製造された中国向け輸入食品に適用され、2022年1月1日までに製造された中国向け輸入食品の包装、ラベル、標識は、現行の規定の要件が適用される。

六、登録の有効期限

既に登録されている輸入食品海外製造企業は、その登録資格が引き続き有効

である。登録された企業は、登録有効期間が満了する 6～3 か月前の期間中に、《登録規定》第 20 条の関連要求に従って登録の継続手続きを行わなければならない。規定に基づき登録の継続を申請しない企業は、海関総署が取消しを行う。

七、費用

輸入食品海外製造企業の登録の実施に関して、海関総署は如何なる用も徴収しない。

ここに公告する。

海関総署
2021 年 12 月 13 日